



青葉警察署からの防犯情報

令和5年6月
青葉警察署
045(972)0110

(暫定値)

5月分	オレオレ	キャッシュカード 詐欺盗	預貯金	還付金	その他	総数	被害金額
青葉区内	0件	0件	0件	3件	1件	4件	約500万円
年間合計	2件	4件	0件	5件	1件	12件	約2250万円
県内	55件	14件	17件	41件	20件	147件	約3億5000万円
年間合計	326件	124件	73件	226件	85件	834件	約16億5000万円

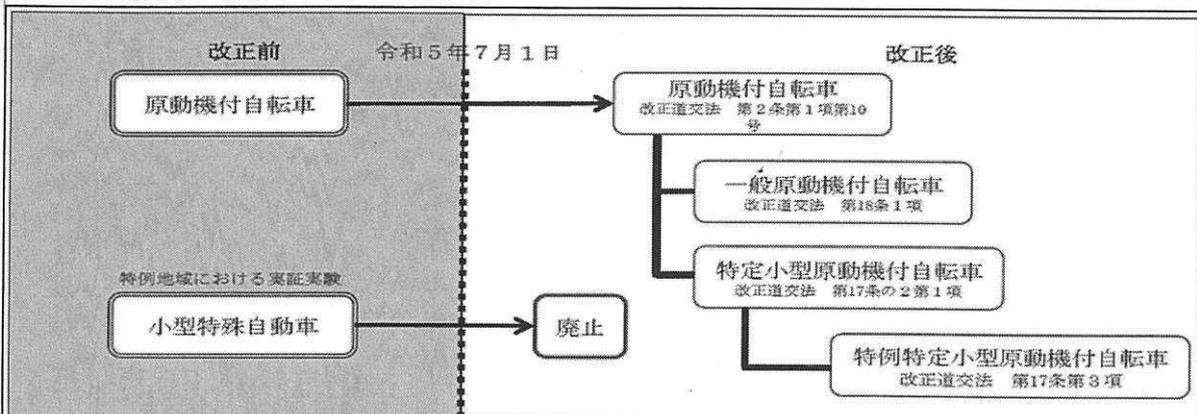
令和5年7月からの道路交通法改正(電動キックボード)について

(1) 大事なポイント

16歳以上で運転可能、運転免許が不要、ヘルメットの着用が努力義務

※交通ルールの知識が乏しい人でも、ヘルメットを被らず、華奢な乗り物に乗ることが認められたと思ってください。

(2) 改正前後の電動キックボードの区分



(3) 特定小型原動機付自転車と特例特定小型原動機付自転車

特定小型原動機付自転車のうち、一定の基準を満たしたものを特例特定小型原動機付自転車と位置付け、車両の仕様によっては、使用時の条件次第で区分を変化させることができる。

特定小型原動機付自転車		↔	特例特定小型原動機付自転車		
車体の大きさ	長さ 1.9m以下 幅 0.6m以下	※車両の仕様によっては、使用時の状況によって区分を変化させることが可能。	最高速度	6 km/hを超えないように制御されていること。	
車体の構造	定格出力が0.6kw以下の電動機を用いる		車体の造	側車を付していないこと	
	20km/hを超える速度を出すことができない			制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること	
	クラッチ操作を要しない機構であること		速度の示	歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと	
最高速度表示灯が備えられていること			最高速度表示灯を点滅させる		

※歩道走行モードを有しない特定小型原動機付自転車は最高速度の表示灯の点滅機能は不要

※特定小型原付は、車道の一部である自転車道や専用通行帯は通行できますが、自転車ではないので、路側帯は通行できません。「特例特定小型原付」のみが、普通自転車と同じく、例外的に歩道や路側帯を通行できます。

※特定小型原付は、道路の左端に寄って通行しなければならず、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。(二段階右折)